

令和6年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第2号）

令和6年3月4日（月）

午前 10 時 開 議

【再 開】	1
【会議録署名議員の指名】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【一般質問】	1
日程第2 一般質問	
(1) 5番 山 岸 はる美 君	1
(1) 「2024年問題」で町では安定した運行計画が実施できるのか	
(2) 道の駅くずまき高原エリアの活性化について	
(2) 1番 竹 花 結 君	7
(1) サテライトオフィスの利用状況と今後の活用等について	
(3) 4番 柴 田 勇 雄 君	12
(1) 水道料金の引き上げ改定について	
(2) 国民健康保険税の算定方式・税率等改正の動向について	
(4) 9番 山 崎 邦 廣 君	27
(1) 農業振興の連携について	

令和6年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第2号）

告示年月日	令和6年2月22日（木）					
再開年月日	令和6年3月1日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和6年3月4日（月） 開議10時00分 散会13時24分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	竹花 結	○	6	姉帯 春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮 一明	○
	3	藤岡 徹	○	8	辰柳 敬一	○
	4	柴田 勇雄	○	9	山崎 邦廣	○
	5	山岸 はる美	○	10	鈴木 満	○
会議録署名議員	3 番	藤岡 徹		8 番	辰柳 敬一	
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり				

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長	鈴木 重男	建設水道課長	和野 康弘
	副 町 長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼まなび交流課長	大久保 栄作
	教 育 長	石角 則行	病院事務局長	大石 和人
	政策秘書課長	波紫 徳彰		
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	主濱 隆志		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
健康福祉課長	触沢 誉			
農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	服部 隆行			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

議長 (鈴木満君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、3番、藤岡徹議員及び8番、辰柳敬一議員を指名します。

次に、日程第2、一般質問を行います。今回の定例会議には、4名の議員から一般質問の通告がありました。なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1回、制限時間になった時点で鈴を2回鳴らします。制限時間を超えての質問あるいは答弁は、特に許可した場合のみといたします。

それでは、通告順に発言を許します。質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。最初に、5番、山岸はる美議員。

5番 (山岸はる美君)

それでは、通告いたしております2件につい

て、町当局の考えを伺います。

1件目ではありますが、「2024年問題」で町では安心した運行計画が実施できるのか。物流業界の働き方改革により、運転士不足に陥り、従来の運送形態が維持できない2024年問題ですが、町では広大な面積の中、高齢者等の日常の足確保策と負担軽減のために100円バスを運行しており、また通院や通学手段として通院バスとスクールバスで対応しております。それには、バス運行业者、タクシー会社と委託契約、また町独自の雇用で葛巻町公共交通マップを策定して運用しておりますが、新年度以降も安定した運行が見込まれるのか伺います。

次に、2点目ではありますが、道の駅くずまき高原エリアの活性化について伺います。産直ハウス岩手くずまきでは、野菜、山菜、花卉、また加工品等の町の特産品は魅力が凝縮されており、また併設されているレストランでの食の提供は、訪れる利用者にとって重要な位置づけの施設となっています。現在、道の駅のイタリアンレストランは、今冬休業中のようなのですが、再開の見通しについて伺います。

以上2件について、町当局の考えを伺います。

議長 (鈴木満君)

町長。

町長 (鈴木重男君)

ただいまの山岸議員の質問にお答えを申し上

げます。1件目の「2024年問題」で町では安定した運行計画が実施できるのかについてお答えをいたします。初めに、当町の公共交通の状況であります。当町においてはJRバス及び県北バスが運行する路線バスのほか、町が運行するスクールバス及び通院バスを運行しております。

そのような中、町では自家用車での移動が困難な町民が安心して移動することができるよう、路線バスの増便対策や100円バスの実施など、バス利用者の利便性の向上と経済的負担の軽減などに努めてまいりました。

また、バス路線空白地域、または運行回数が著しく少ないことで町内医療機関への通院が困難となっている地域においては通院バスを運行しており、週1回3路線をタクシー事業者に委託運行しているほか、町有バスにより週2回3路線を直営運行し、誰もが安心して医療を受けられるよう努めているものであります。

一方、路線バスやスクールバスは、路線や運行時間が重複することなどから、令和元年度から地域公共交通体系の再編について調査検討を行い、持続可能な公共交通の維持に向け、運行経路や運行形態の再編、通勤、通学、通院などに誰でも乗れるコミュニティバスの運行などについても検討してまいったところであります。

しかしながら、近年新型コロナウイルス感染症の影響により公共交通の利用者が減少するとともに、燃料費高騰が長期化し、バス事業者の経営状況は非常に厳しい状況にありますことから、現

在はバス事業者の事業継続、路線バス維持のため、経済的支援を行うことで、現行路線の維持に努めている状況であります。

そのような中、令和6年度から時間外労働の上限規制等の労働基準が見直しされる、いわゆる2024年問題に伴いまして、ドライバーの業務時間が短縮されることで生じる運転士不足により、路線バスのダイヤの乱れや今後の路線バスの運行継続が懸念されているところであります。

既に都市部の一部では、減便のダイヤが組まれているほか、過疎地域におきましては路線廃止に追い込まれるなど、厳しい状況となっております。

町ではこれまでも、路線バスを維持していくため、町内を運行するバス事業者と年数回情報交換を行っているところであり、その際の聞き取りによりますと、当面2024年問題の影響はなく、町内での路線バスの減便あるいは廃線はないと伺っているところであります。

また、通院バス、スクールバスにおきましても、委託運行先でありますタクシー事業者からは、令和6年度も問題なく運行できるとの確認が取れておりますし、町直営運行分につきましても引き続き運行が可能であると考えております。

しかしながら、今後におきまして、人口減少等に伴うバス利用者の減少等により、路線バスの運行が困難になることが想定されているほか、タクシー事業者、または町においても運転士の確保が難しくなることも想定されているところであり

ます。路線バスにつきましては、引き続きバス事業者と情報交換を行いながら、路線バスの維持に努めていきたいと考えております。また、タクシー事業者及び町における運転士確保に向けては、葛巻町資格取得支援補助金を活用するなどし、安定的な運行に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2件目の道の駅くずまき高原エリアの活性化についてであります。道の駅くずまき高原のレストランにつきましては、乳製品、ワイン、農産物など町の特産品を活用したメニューを提供することで、道の駅としての利便性の向上はもとより、町の新たなシンボルとしての役割を担う施設として、産業振興や観光客のさらなる増加を図るため、令和3年12月に完成し、令和4年3月から営業をオープンしたところであります。

レストランにつきましては、町の生産物直売施設条例に基づき、レストランを経営しようとする方に施設の使用を許可し、営業させてきたところであります。

現在のレストラン営業の状況についてですが、昨年11月末に使用許可を受けた方が体調を崩され、営業継続が困難な状況となりましたことから、令和5年12月末で施設の使用を停止したところであります。レストランは現在、使用者がいない状態となっているものであります。

食の提供は、町の特産や文化をPRする意味でも非常に重要なものであり、観光客から町に立ち寄っていただく大きな機会の一つでもあると考

えております。そのようなことから、町としても当該レストランの特色あるメニューの提供に大きな期待を寄せていたところでありまして、非常に残念なことであります。

現在は、新たに施設を利用し、食を提供することができる関係団体などと協議を進めているところでありまして、早急な調整に努めているところであります。引き続き、産直ハウスくずまき高原と併せまして、町の魅力を伝える観光拠点として多くの観光客に訪れていただける施設運営に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

山岸議員。

5番（山岸はる美君）

ありがとうございます。1件目ではありますが、新年度も安定したバス運行がなされるとの答弁をいただきました。このことは、町民の安全、安心のまちづくりにつながると思います。

また、路線バスの大平橋線ですが、現在のバス停留所から少し後退した民家の辺りから発着していただくと、さらに利便性が高まるとの地域要望もありますので、ご検討いただきたいと思います。

また、スクールバスは、遠距離児童生徒の送迎のための運行ですが、例えば緊急事態で不審者の目撃情報とか熊出没情報等、家庭のお迎えが必要

とされるケースなどには、スクールバス乗車の対象外の児童生徒の乗車も検討する考えはないのか伺います。

また、このことは、子育てと仕事に追われる現役世代の支援にもなり得ることと思われませんが、いかがでしょうか。

今回は物流の運転士不足、つまり人材確保についての質問ですので、伺います。昨年12月23日の新聞に、2050年の人口推計ですが、当町の人口は2,389人までの人口減少が見込まれておりました。行政サービス上、人材確保は最重要課題であり、移住定住者を呼び込む魅力づくりと物価高に耐え得る賃金確保とよく言われますが、町内でも、求人しても人材確保が厳しいとの声も多く聞かれますが、こういった手だてで人材の集約化に努めていくのか伺います。

議長（鈴木満君）

教育長。

教育長（石角則行君）

ただいまご質問のありましたスクールバスの緊急時の対応等について、いかがお考えかということについてお答えをいたします。現在スクールバスで緊急時、いわゆる下校が早まった部分に関しては、対象外の生徒の話でございますが、まずは保護者に連絡をしまして、安全に引渡しができる状態まで学校で生徒をお預かりするというところで、やはり子供を安全に帰すというのが一番急

務でございますので、確実に子供さん方を保護者あるいはその関係者に、親御さんから連絡があった人に引き渡すというのが原則でございますので、スクールバスを通して家庭に帰すという形ではなくて、保護者引渡しの形というのが原則になっておりますので、そのような方法を取っております。それが現在の方法であります。

ただ、スクールバスを使えないかということについては、今後の調整等が必要だと思いますので、乗せないということではなくて、今の原則としてはそのようになっているということで、答弁させていただきます。

議長（鈴木満君）

山岸議員。

5番（山岸はる美君）

人口減少、それが人材不足、また児童生徒の減少に至っているわけですが、原則的な規約はあるにしても、町の予算を重点的に配分しているのであれば、常時というわけではありません、緊急時であります。柔軟な運行というか、そういうことが、仕事もしながら子育てもできる。できるだけ現役世代の親の人たちの手助けになるということも総合的に考えていただきながら、柔軟な運用をスクールバス等においては求めるものであります。

議長（鈴木満君）

山岸議員、質問のお答えは教育長でよろしいですか。今のは意見……副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

それでは、副町長からお答えいたしますが、人口減少、そして先般発表されました葛巻町の人口推計についてのご質問でございました。これにつきましては、現総合計画の中期計画、そして今度後期計画にも、今令和6年度から4年間の計画を立てておるところであります。先般も議員の皆様方に計画の概要といたしますか、これについてご説明を申し上げたところでもあります。

つきましては、目標といたしまして2040年に4,000人を維持していきたいと、そういう目標を立てながら、これまでもその対策を進めてきたところでもあります。そういう中で、特にも出生数の減少、あるいは若い世代の人口の減少等が大きな要因にもなっているということ等を踏まえながらあります。特にも就職、それから結婚、そして妊娠、出産、子育てと、そういう流れの中で、その分野にこれまでも様々な対策を講じてきたところでもあります。この対策につきましては、他の市町村と比較した場合も劣らないといたしますか、むしろ先を行っているような対策を推進してきたと、このようにも思っておるところであります。

しかし、現在の推計等によりますと、先ほどおっしゃいますように2,300人台というような数値も出てきているところでもあります。これからの

対策といたしましては、今の出生数をさらに率を高めていく対策をしっかりと充実させていかなければならないと、こういうふうにも思っておりますし、町外からおいでになっていただく対策についても、これまでも移住定住に係る受入れ態勢といたしましても若者定住住宅等々、あるいはいらっしゃい葛巻住宅というようなこと等でも、住環境の分についても併せて進めてきたところであります。

さらに、葛巻高校の山村留学の制度そのものも人口減少対策の一つであるわけでもあります。これらにつきましては、小学校あるいは中学校版といたしましても、併せて今後具体的に検討していかなければならない。むしろお母さんと一緒に、この子育ての整った環境の中で、あるいは自然豊かなところで暮らして、葛巻での教育を受けていただけるような、そういう発信をしながら、さらにその対策を進めてまいりたいと、このように考えているものであります。

それから、人口減少対策には、若者だけではありません。高齢者の方々につきましても、健康で長生きできるような、そういう施策をこれまでも進めてきたところでもあります。さらに一層そういう面でも充実を図りながら、今目指す2040年の4,000人維持といたしますか、これに向けて全力で取り組んでまいり所存でありますので、よろしくどうぞご理解を賜りたいと思います。

議長（ 鈴木満君 ）

山岸議員。

5番（山岸はる美君）

分かりました。期待を申し上げます。

それでは、2件目について伺います。道の駅の機能は、トイレ休憩とその地域の特産品の提供で終わりではなく、その町の玄関口でもあります。その町が活力ある町なのかは、道の駅周辺エリアを見て判断できると言っても過言ではないと思います。

イタリアンレストランが休業状態に入っても、情報発信が不備で、せっかくいらっしゃったお客様方には大変な迷惑をおかけしたと思います。レストランが正式に閉店したのであれば、また関係団体と交渉中のことではありますが、新たな飲食店と、これまで以上の町内の飲食店とか、お菓子作りの名人の方々にも広く声がけをして、バラエティーに富んだ、そして町の特産品を生かした飲食の提供、そのことが産直ハウス岩手くずまきとの相乗効果で交流人口が増加することと、温かいおもてなしで町のリピーターの獲得につなげてほしいと思います。この点について、そういった数多くの団体とも交渉しているのか、もう一度お願いします。

議長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。道の駅レストランの今後の進め方についてのお答えを申し上げたいと思います。先ほど町長からも答弁しておりますが、これまでのレストランを運営してきました使用者の方は、諸事情によりまして経営困難となりまして、現在のような状況になっているところでありまして、町民の皆様方にも大変ご不便をかけている、あるいは心配をかけていると、このように思っております。非常に残念に思っております。今、別の使用者と申しますか、そういう中での再開に向けてのいろいろと協議をさせていただいております。

そういう中で一番大事なことではありますが、先ほど議員さんもおっしゃるとおり、公共施設の利用、そしてまた営業に当たっての施設の目的、これらを公共施設としての役割あるいは安定的な、そして永続的な管理運営をしっかりとしていかなければならない、求められている施設でもあります。そういう中で、特にも町の玄関口ということでございまして、観光の拠点の一つにも位置づけておるものであります。これにつきましては、町民のみならず町外来町者の方々に対する町の印象というのも大変大きいと、このようにも思っております。こうしたことから、より一層のそういうことを意識した適切な管理運営をしていかなければならないと、このようにも思っております。

こうしたことを踏まえましてであります。町の第三セクターが事業者として、休止している状

態のレストランを利用いたしまして営業していただくことが、安定的かつ永続的な管理運営にもつながるものと、このようにも思っておるところでありまして、現在第三セクター等と協議をさせていただいているところでもあります。

先ほども申し上げましたが、町の玄関口であります。そういう中で、観光の拠点の一つの道の駅でありますので、できるだけ早く営業ができるように調整してまいりたいと、このように思います。

あわせまして、店内でのサービス等々につきましましては、施設にもピザ窯等々も設備しておりますので、そういった設備を有効に生かしながら、そして町内の食材、あるいは特産品等を活用していただきまして、一層の特色あるメニューといたしますか、そういうことにも工夫を凝らしながらありますが、ぜひ早めに開業に結びつけてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（鈴木満君）

山岸議員。

5番（山岸はる美君）

雪解けも、すぐそこまで来ていると思われまので、早期の再開が求められるものであります。

また、新たな営業が再開のタイミングには、のぼり旗を立てるなど、またSNSの活用等で広く

発信していくことも、多くの方々に立ち寄ってもらえる活性化のある道の駅を期待するものであります。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鈴木満君）

以上で山岸はる美議員の質問を終わります。

質問される議員にお知らせいたします。再質問の際は一問一答方式で願います。

一般質問を続けます。次に、1番、竹花結議員。

1番（竹花結君）

竹花結です。議長の許可をいただきましたので、早速ですが、通告に基づき質問させていただきます。

国が推進するDX、デジタルトランスフォーメーション実現のための場所として、旧葛巻幼稚園を整備され造られたサテライトオフィスについてお伺いします。令和5年度総合計画の地域資源を生かした起業支援と雇用の確保の項目でも重点的に実施する事業として挙げられているサテライトオフィス運営事業ですが、現在の利用状況についてお聞かせ願います。

議長（鈴木満君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの質問にお答えをいたします。現在の利用状況についてということでございますが、質問通告では今後の活用等についてもございましたので、現在の利用状況と併せて、今後の活用状況についても含めて答弁をさせていただきます。

ご質問のサテライトオフィスの利用状況と今後の活用等についてお答えを申し上げます。初めに、サテライトオフィスの概要であります。町では新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、在宅でのテレワーク等の普及拡大を見据え、町が所有する情報通信基盤を活用しながら、町の豊かな自然と充実した子育て支援環境の中で、魅力ある多様な働き方を実現するとともに、町への新たな人の流れの創出、交流人口の増加を目的として、テレワーク先進地・くずまき構築プロジェクトの一環として、旧葛巻幼稚園の施設をリノベーションし、サテライトオフィスくずまきを整備したところであります。令和4年7月より供用を開始しているものであります。

現在の利用状況であります。サテライトオフィスの設置は、個室として利用できるシェアオフィス4部屋とオープンスペースや個人用のリモートワークブースを設けているほか、事務室及び町史編さん室と調理室を設けております。事務室及び町史編さん室では、町史編さんを行う職員が週2日ほど業務を行うほか、調理室は下町町内会の活動拠点として利用されております。

シェアオフィスにつきましては、4部屋のうち1部屋が供用開始直後から1社の企業により通

年で利用いただいているところでありますが、残りの3部屋の利用状況は、令和4年度は131日、令和5年度は1月末までで22日となっております。また、オープンスペースは、令和4年度は5日、令和5年度は11日、リモートワークブースは令和4年度、令和5年度とも、1日の利用実績となっております。

なお、主な利用者は、町外の民間企業や町内の各種団体、町の職員でありまして、使用目的としてはウェブ会議やオンライン研修などに活用されているほか、令和4年度には県のICTアドバイザーを招き、町内の民間企業や小規模事業者を対象としたICT利活用セミナーの会場としても活用したところでございます。

今後の利用促進及び活用策についてであります。当該施設は令和4年度に供用を開始したばかりであり、町外企業からの認知度が低い状況であると認識しておりますので、まずはサテライトオフィスを多くの企業や事業者に知っていただくことが重要であると考えております。サテライトオフィスの認知度を高めるため、これまでの町ホームページでの情報発信や町内施設等にチラシの配布を行っているほか、国が進める都市部と地方に拠点を持つ二地域居住に関心のある層にもアプローチする岩手県のいわて暮らし移住定住ポータルサイトや内閣官房・内閣府総合サイトの地方創生への情報掲載を行うなど周知を図ってきたところであります。

今後は、これらの情報発信をさらに強化をし、

様々な角度から広く企業などにPRしていくとともに、町民の皆様に対しましても気軽に施設を活用いただけるようPRしてまいりたいと考えております。

また、現在はサテライトオフィスの使用に当たり、ウェブ会議などICT機器を用いる利用を前提として貸出しを行っていましたが、今後はICT機器を利用しない活動に対しましても広く施設を開放することや、ICTに関するセミナーの開催による町内事業者へのDX推進支援に係る活用を図るとともに、より多くの企業、団体、町民などに施設を利用していただけるよう、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

DXの推進、デジタル技術の活用により、事業活動や日常生活においても大きな変革が期待されているところであります。サテライトオフィスをデジタル技術を活用する場、そしてデジタル技術を学ぶ場として有効に活用しながら、これまで町が取り組んでまいりました施策をベースに、引き続きDXを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

竹花議員。

1番（竹花結君）

ありがとうございます。利用促進に向けた方法としては、例えばですけれども、ウェブ予約システムを導入して、ウェブからオフィスの空室状況

を確認できたりというものがあると便利ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

お答え申し上げます。空き状況の確認方法ということでウェブ等での発信と、いわゆるインターネットからとか、あるいはスマートフォンで気楽に見られるような環境を整備してはというようなご質問かと思われましても、現在、例えば宿泊施設等におきましてはPDFのファイルで公開するような形になっておりまして、インターネットでPDF以外の方法で、すぐその日に見られるというようなものについては、ちょっとシステムの構築がさらに必要なのかなという状況でありまして、それ以外の部分も含めて情報発信という観点から、今後は検討していかなければならないのかなという状況でございます。

議長（鈴木満君）

竹花議員。

1番（竹花結君）

ありがとうございます。ウェブ予約システムについてですけれども、併せてくずま〜るの集会スペースでも同じようなシステムを導入していただくと、町民が集いやすいのかなと思うんですけ

れども、いかがでしょうか。

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

くずま〜の部分につきましては、職員が持っておりますパソコンでは随時見られるようなシステムになっております。

それ以外の部分については、いわゆる公民館のほうにお問合せするというようなことございまして、もしそういったところもすぐ見られるような状況であれば、同じようにシステムの改修とか構築が必要なのかなということなので、いずれ検討材料ではあるのかなというところだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（鈴木満君）

竹花議員。

1番（竹花結君）

ありがとうございます。より気軽に利用できる環境を整えていただければいいのかなというふうに思っております。

続きましてですけれども、サテライトオフィスにおよそ 20 台近くのタブレットが充電ボックスの中に使わずにそのまま置かれているように見受けましたけれども、こちらの利用方法について、もう少し柔軟に町民の皆様に、例えば高齢者、

子供たちがオフィスに集って使えるような仕組みというものはおつくりできないんでしょうか、お伺ひします。

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

ご指摘のとおりタブレットと申しますか、パソコンの代用と申しますか、そういった形での使用ができる端末が 20 台ほどございます。これにつきましては、会議を行う際に、そのサテライトオフィスで使うという前提での整備でございます。ですので、会議を使うときに、そういったものを PRしながら、使えますよというようなことを今後広めていくという方向性になると思ひます。常駐の人がいませんので、職員がいないので、端末だけ貸し出すとかということは、紛失等もあるかもしれませんので、そういったことは現時点では想定してないと。会議でご使用いただくというようなところでございます。

議長（鈴木満君）

竹花議員。

1番（竹花結君）

ありがとうございます。タブレットの平均寿命というのは、大体二、三年というところかと思ひます。今後、人生 100 年時代を生きる世代にとつ

ても、これからの子供たちにとっても、こういったタブレット、デジタルの活用というものはなくてはならないものとなります。まずはデジタル機器に触れ、身近に感じることで、今後の生活のサポートや利便性の向上につながるということを実感していただくことが大切かと思いますが、具体的な活用案などは、特に今のところはございませんでしょうか、お伺いします。

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

教育の中のICT機器といますか、パソコンといますか、タブレットといますか、そういったものの重要性は認識されているところでございまして、タブレットは学校では使える状況が構築されているというように認識しております。そういった中で、今後タブレット機器を使う人が増えてくると、いわゆる学校を終わった人は誰でも使えるという状況がこれから出てくるというように思われます。

したがって、そういった人たちが利用したいといったときに、例えばサテライトオフィスを利用できるというような体制を整備しながら、それを普及させていくという方向性に持っていきたいということを考えてございます。

議長（鈴木満君）

竹花議員。

1番（竹花結君）

ありがとうございました。オフィスとしての役割は、今後もちろん果たしつつ、窓口を広げて柔軟に活用することによって、この町に合ったデジタルの拠点としての位置づけができるのではないかと思います。

豊かなまちづくりを推進されている当局ですが、人々が豊かさを感じる一つの要因には選択肢が多いということがあります。ぜひ町民の新たなコミュニティースペースの選択肢の一つとなるよう、当局の皆様のアイデアとアクションに期待して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（鈴木満君）

以上で竹花議員の質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩いたします。

（休憩時刻 10時45分）

（再開時刻 10時55分）

議長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、4番、柴田勇雄議員。

4番（柴田勇雄君）

今議会、一般質問3番目の柴田勇雄です。質問

に先立ち、去る1月1日に発生いたしました能登半島地震で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました方々へお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧、復興を成し遂げ、以前に増して元気に、にぎわいのあるまちづくりを願っております。

さて、本論に入らせていただきます。去る2月16日開催の全員協議会で、町当局から水道料金の引上げと国民健康保険税税率改正の増税に向けての2件の事前予告ともいうべき説明がありました。この2件の公共料金の値上げは、諸物価が高騰の折、我が町は過疎化が急速に進み、人口減少、少子高齢地域社会となり、加えて年金受給者等低所得階層が多く、小さな町に暮らす日常生活に極めて大きな影響があり、深刻な問題と捉えております。いつの時代でも、町民には負担を伴う案件は避けてほしいとの心情が渦巻いていると思われま

す。この2件の引上げに当たっては、事前にしっかりと慎重に内容を精査の上、分かりやすく多くの町民の方々からご理解をいただく努力と工夫を重ねることが極めて肝要と考えます。

最初に、水道料金の引上げ改定について伺います。水道は、清浄、豊富、低廉な水を供給し、公衆衛生や生活環境の改善に寄与することを目的に設置され、私たちの日常生活が衛生的で安定した暮らしには必要不可欠な社会重要インフラとなっております。また、水道事業には財政的持続性を図るため、独立採算制の原則という決まりが

あります。これは税金によらず、水道料金などの収入によって運営し、事業を継続していくという考えに立っています。つまりその要する経費は経営に伴う収入料金をもって充てるという独立採算制の原則です。

当町の水道施設は、15か所の浄水施設と町面積が大きいことから、総延長141キロメートルに及ぶ管路網が布設されており、これら膨大な施設の日常管理を抱えております。

加えて、馬淵川北部地区水道の現施設は老朽化に伴い、新年度から本格的な配水管布設工事が行われるなど諸課題は山積しております。現在水道事業は、人口減少や施設改修工事等から大きな曲がり角を迎えており、水道の維持は不可欠ですが、値上げ料金だけに頼る政策では限界があるのではないかと考えますが、次の事項についてお尋ねをいたします。

1つ目は、現在水道料金を引上げ改定しなければならない具体的内容について伺います。

2つ目に、県下でも高齢化率が高く、独り暮らし世帯や低所得世帯が多い当町にあつての水道料金の軽減策の考えについてお伺いをいたします。

3つ目に、家庭用水道料金引上げ改定に伴う試算、つまりモデルケース等をお示しいただきたいと思ひます。

4つ目に、諸物価高騰の長期化から、1月の補正予算で措置いたしました町内全世帯に1万円を配る燃料等高騰対策支援金と水道料金引上げ

改定時期の整合性について伺います。

5つ目に、人口減少に伴う給水人口も減る中であって、今後の水道運営事業の見通しについて伺います。

次に、2項目めの国民健康保険税の算定方式、税率等改正の動向についてお尋ねをいたします。国民健康保険、いわゆる国保ですが、自営業や無職の人など他の健康保険等に加入していない人、つまり被保険者でございますが、の医療保険です。病気やけがをしたとき、安心して医療を受けることができるように国民健康保険税、つまり国保税を出し合い相互に支え合う制度となっております。

国保事業の保険者の町は、国保税を基に一般会計とは別の国民健康保険勘定特別会計、いわゆる国保会計を設け、国保の運営を行っておりますが、国保財政基盤が弱いため、国保会計は一般会計から法定外繰入れの常態化や国保財政調整基金の枯渇化、県財政安定化基金からの借入れなど、常に四苦八苦の国保運営の状況にあります。

全国の市町村も同じく、このような状況が多いことから、国保制度の大幅改正が行われ、平成30年度から、安定的な財政運営を図る目的から国保の都道府県化に移行し、岩手県と町が共同運営することとなり、現在に至っている経緯にあります。都道府県化に移行してから既に5年、6年経過しておりますが、この間経過措置等の関係から国保税の税率改正は行われていない実態となっ

ております。基本的財政運営は岩手県が担うことになっており、県下市町村が統一した国保税率改正の動きがあると思われま

す。ちなみに、当町の現国保税の課税の仕組みですが、納税者である被保険者にとって複雑で分かりにくいとの声が上がっております。医療分、後期高齢者支援分、介護分の3つの区分で計算された合計額が国保税となっております。この3つの区分の算定方法は、所得割、資産割、均等割、これは個人ですね、平等割、これは世帯分です、から成り立っていて、算定率、額は全て違う数値で、難しく理解しにくい賦課算定方法となっております。

さらに、資産割の現行算定方法は、固定資産税を基に算定していることから、固定資産税の二重課税になるのではないかと、所得のない人、少ない人にも資産割分がそのまま課税され、低所得者層の負担感が大きいとの批判があります。このような状況から、次の事項についてお尋ねをいたします。

1つ目に、国保税の税率改正導入の狙いについて伺います。

2つ目に、税率改正予定内容と、これに伴う影響予測について伺います。

3つ目に、税率改正により、税額の増額が見込まれる世帯と、逆に税額の減少が見込まれる世帯が出ると思われま

すが、その特徴について伺います。

4つ目に、税率改正に当たってどのような手順

で導入を図るのかについて伺います。

5つ目に、税率改正導入後の国保税収納率への影響についてをお伺いをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（鈴木満君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの質問にお答えをいたします。1件目の水道料金の引上げ改定についての1点目ではありますが、水道料金を引上げ改定しなければならない具体的理由についてからお答えをいたします。初めに、現在の水道事業を取り巻く状況ではありますが、町の人口減少に伴い、給水人口も影響を受け、水の需要が減少し、その結果、料金収入につきましても年間100万円程度の減少が続いている状況であります。

一方で、将来にわたり安定的な給水を行うためには、老朽化した施設の更新あるいは災害に備えた施設の改修などが必要であり、今後は施設整備に係るコストが増加していくことが想定されており、事業費の確保が課題となるものであります。

地方公営企業法では、「地方公営企業の経費は、経費の負担の原則に基づき一般会計等において負担すべき経費を除き、企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」と規定されており、水道料金収入により必要経費を賄う独立採算

制が原則で、今後見込まれる費用の増加分は、水道使用料に反映させる必要があるものであります。

また、水道事業の実質的な運転資金となる預金残高について、最低限度確保すべき基準として、1年以内に支払うべき企業債の償還額を上回っている必要があるとされているところであります。当町の水道事業における企業債償還額は、毎年度1億円前後で推移する見通しであることから、当面の間、最低1億円の預金残高が必要となるものでありますが、現在の水道使用料のまま推移した場合、令和6年度末には預金残高が1億円を下回る見込みとなっております。

こうしたことから、安定的な事業運営を継続するために、水道料金の引上げ改定を行わなければならないものと考えているところであります。

2点目の高齢化率が高く、独り暮らし世帯や低所得世帯が多い当町にあつての水道料金の軽減策についてであります。公営企業の料金設定に当たりましては、地方公営企業法により、公正妥当なものであること、適正な原価を基礎とするものであること、地方公営企業の健全な運営を確保するために足るものであることという条件を満たすことが求められております。このうち、公正妥当なものであるためには、利用者間において著しい不公平がなく社会的に均衡が保たれていること、社会通念的に見て不当な高水準または低水準ではないことなどが求められるものであります。

こうしたことから、水道料金の増額負担につき

ましては、全ての水道利用者にひとしく、不均衡が生じない料金設定としなければならないと思っておりますが、高齢者世帯や独り暮らし世帯においては、使用水量が基本水量を下回る利用者が多いことから、基本水量や基本料金を引き下げるなどし、使用料に応じた従量部分の比重を増やすなど、高齢者世帯や独り暮らしの世帯の負担軽減を検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の家庭用水道料金引き上げ改定に伴う試算モデルケースについてであります。当町の現在の水道料金は、一般家庭一月 20 立方メートル使用時に 3,432 円となっております。これは、岩手県内 33 市町村で低いほうから 7 番目、県下でも低いほうの金額となっております。改定後の料金設定につきましては、他市町村の状況なども参考に、現在様々な試算を行いながら検討中の段階でありますので、現時点でモデルケースとしてお示しできる具体的な試算額はございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目の諸物価高騰の長期化から補正予算で措置した町内全体を対象に支給する燃料等高騰対策支援金と水道料金引き上げ改定時期の整合性についてであります。今回の水道料金の引き上げにつきましては、物価や燃料費などの高騰によるものではなく、給水人口の減少に伴う料金収入の減少や、今後対応していかなければならない老朽化施設の更新費用など、将来にわたり安定的に水道水を供給するために必要な中長期的な視点

に基づくものであり、こうしたことから燃料等高騰対策支援金などの経済対策とは目的が異なるものでありますので、ご理解をいただければと思います。

次に、5点目の人口減少に伴い給水人口も減る中であって、今後の水道運営事業の見通しについてであります。今後の水道事業の財政見通しであります。企業債償還につきまして江刈地区水道整備事業に伴う企業債償還が令和6年度にピークを迎え、その後減少に転じますが、令和6年度から工事着工する馬淵川地区水道整備事業に伴い、令和12年頃から企業債の償還が再度増加する見込みとなっております。

一方、料金収入につきましては、1点目で申し上げましたが、料金改定により収支バランスを改善することで、当面は事業継続に必要な収益を確保することができるものと考えております。

今後におきましても、水道事業を維持するためには収支の均衡を図ることが重要であり、水道事業経営の将来計画である水道事業経営戦略を適宜見直ししながら、財政マネジメントの向上及び経営基盤強化に努めてまいります。

次に、2点目の国民健康保険税の算定方法、税率等改正の動向についてお答えをいたします。1点目の国保税の税率改正導入の狙いについてであります。国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援等課税額及び介護納付金課税額の合算額であり、市町村は被保険者の負担能力に応じた応能割として所得割、資産割と、受益に応じた

応益割としての均等割、平等割の税率について条例で定めることになっております。

また、国民健康保険税は国民健康保険事業に要する費用に充てることを目的として課する税金であり、納められた税金と、国、県の負担金などで事業費が賄われるものであります。

当町の現在の税率は、平成 20 年の後期高齢者支援金創設以来、限度額の改正はあるものの、税率の変更はせず 15 年が経過している状況であります。この間、国保会計の財源不足につきましては、法定外繰入金である一般会計からの保険財政自立対策費繰入金として補填し、被保険者の保険税負担の軽減を図ってきたところであります。

こうした中、平成 30 年度に国保の財政運営の責任主体が都道府県に移行したことで、法定外繰入金が認められなくなり、町では赤字削減解消計画を策定し、段階的に繰入額を縮小してまいりました。その結果、令和 4 年度からは国保財政調整基金を取り崩して財源不足を補填している状況にありましたが、令和 6 年度には基金残高がゼロとなる見込みであります。このことから、国保税の税率を改正し、国保財政の構造的な財源不足を解消することで、国保財政の健全化を図らなければならないものであります。

あわせて、国民健康保険法の一部改正に伴う保険税水準の統一の流れを受けた岩手県の第 3 期国保運営方針に基づき、資産割を除いた算定方式である 3 方式化に見直しを行うものであります。

次に、2 点目の税率改正予定内容とこれに伴う影響予測についてであります。県の国保運営方針においては、第 3 期運営方針期間中の令和 6 年度から令和 11 年度までに、それぞれの市町村において 3 方式へ移行し、その後、令和 12 年度から 17 年度までの第 4 期運営方針期間中に県全体として保険税率の完全統一を目指すとしておられますことから、最終的には岩手県内全ての市町村で同じ税率になる見込みであります。

当町では、その前段として、財源不足に対応するための税率改正が必要となるもので、国保財政調整基金の残高の状況を踏まえ、令和 7 年度課税分から引上げを検討しているものであります。

税率の引上げによる個別世帯における影響額につきましては、世帯構成、世帯所得、保有資産の状況などにより異なりますことから、標準的な影響額について一概に申し上げることはできませんが、税率改正により急激に負担額が増加する世帯が発生することも想定されます。被保険者への影響を最小限に抑えるため、段階的に見直しを進めることとしているものであり、引き続き国の制度改正の動向などを注視の上、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、3 点目の税額の増加が見込まれる世帯と税額の減少が見込まれる世帯の特徴についてであります。国保税を算定する上での標準的な賦課割合は、所得割と資産割の合計と、均等割と平等割の合計が 50 対 50 になるよう、さらに均等割と平等割の比率が 70 対 30 になるよう定められてお

ります。現在当町では、標準的な賦課割合とは異なる割合を採用していることから、見直しに伴い税額の変動が見込まれるものであります。

一般的に標準的な賦課割合に移行した際、総じて資産税割による課税額が大きかった世帯は税額が減少し、所得割による課税額が大きい世帯や国保加入者が多い世帯などの税額が増加する傾向にあります。個々の世帯状況によりますので、一概にこうであるとは申し上げにくいものであります。

しかしながら、第1段階の改正において、財源不足の解消を目的に課税総額を引き上げる必要がありますことから、基本的には財源不足相当分を被保険者全体で補うこととなりますので、税額は総じて増加するものであります。

次に、4点目の税率改正への導入手順についてであります。2点目で申し上げましたとおり、第1段階として財源不足対応のための税率改正を令和7年度課税分から実施できるよう、令和6年の議会12月定例会議において関係条例等の改正を行い、町民の皆様へ周知を図るとともに、ご理解を得てまいりたいと考えております。

また、引き続き、議員各位をはじめ、町民の皆様は国の制度改正、県の国保運営方針等の状況、町の国保会計の状況など踏まえましての税率改正の必要性等についてご説明申し上げますとともに、詳細な税率のシミュレーションのほか、影響額や改正手順などについても協議、ご説明を申し上げながら手続を進めてまいりたいと思っております。

おります。

次に、5点目の税率改正導入後の国保税徴収率への影響についてであります。過去3年間に税率の引上げを行った他市町村の状況を見ますと、増額改定した10市町のうち、前年度より徴収率が増加したのは3市で、7市町が減少しているとのことであります。

徴収率につきましては、社会情勢や経済情勢に大きく左右されますことから、税率改正により一概に徴収率が下がるというわけではないと思いますが、少なからず徴収率に影響することが想定をされます。

しかしながら、税負担における公平性の観点から、国保税のみならず納税に対する意識の啓蒙を図るとともに、適切な納付について町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

どうもありがとうございました。水道料金と国保税のそれぞれ値上げにつながる案件、この間説明をいただいたわけですが、これをもう頭から反対していますよというふうなことで申し上げているものではございませんので、やがてこのような時期が来るであろうというふうな、私は想定はしておりました。水道料金について

も、しばらく大きな抜本的な改正がなされておりませんでしたので。水道料金、これは町民ひとしく、どなたでも使用される大事な飲料水でございますので、ただ非常に水道料金は全世帯に及ぶものでございますので、やはり同じ値上げするにしても慎重にというふうなことを申し上げたいわけでございます。

しかしながら、今後引上げをしていくと、あるいは増税になっていくと思われるものを過日の全員協議会で私はよく説明してくれたなど、そのようなことにも思っております。というふうなことは、やはり町民の皆さんからご理解いただくために、あのような時期に、このようなこととなりますよという予告をいただいたものと受け止めておりますので、そういうふうな面では、私は将来的には必ずこのような時期が来るであろうというふうに考えておりましたので、やっぱりそうかなというふうな感じを抱いております。

しかしながら、町民の方々から十分にご理解をいただくために、2回目、3回目と質問させていただきますので、あらかじめご了承していただきたいと思っております。

まず最初に、水道会計でございますが、独立採算制の原則となっておりますが、葛巻も小規模の水道施設になってくるであろうと思っておりますが、賄うことは難しいと。先ほどの答弁では、収支がとんとんになるのではないのかなというふうな、収支バランスが取れるのではないのかなというお話もありましたけれども、一般的に小規

模の葛巻ぐらゐの水道施設の部分については、水道料金で賄うことは、もう最初から分かり切って難しいのではないのかなというふうなご意見等も、他の市町村の例を見ても大体そのような感じがしているわけですが、こういったような部分についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか、お答えをいただきたいと思っております。

議長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

ただいまのご質問にお答え申し上げます。やはり小規模な水道事業体にとっては、非常に苦しい経営だということは、他の市町村も同様だというふうに情報を得ております。特にも当町の場合は、平成29年から地方公営企業会計へ移行いたしまして、簡易水道から公会計へということで、そういったところから現金を伴わない減価償却費などが計上されたということで、非常に苦しい経営になっているという状況でございます。

また、先ほどから町長の答弁にもありました人口減少の問題であったりとか、収入収益が減っている、あるいは施設の老朽化対策ということで、施設のほうを更新していかなければならないということで、これからの費用も相当考えられるということで、苦しい経営になっているというのは重々承知している状況でございます。

ただ、これまで当町の水道料金につきまして

は、平成17年に料金改定をしたのを最後に、約18年、19年ほど料金改定をしないで、何とかここまで踏ん張ってきたということでの部分のご理解いただければと思います。

ただ、令和元年度に経営戦略の中でいろいろ検討したわけですが、そのときよりは若干ではございますが、現金預金等々が当時の試算よりはいいほうに向いているかなと思っておりまし、また給水人口についても、当時もしかすれば1年間に200人程度減少するのではないかというふうな見込みから算出しておりましたけれども、それよりは若干ではございますが、人口減少も少し鈍化傾向になってきたというふうなところもございます。

そういったところで、幾らかではございますが、何とか水道事業の中で運営しているという状況でございますし、やはり私たち水道事業を運営するに当たっては、幾らかでも歳出を抑制することで努力に努めているわけですが、今後も老朽化施設を直すに当たって、幾らかでも歳出を縮小するような努力をしながら進めていかなければならないというふうに考えております。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

非常に今のような形は理解はできますけども、

そうはいつでも料金が降りかぶってくる問題でございますので、はい、そうですね、それはいい意見ですねとか、いい答弁でしたねと言うわけにはなかなかいかないのも実際にあるわけでございます。

これも町民の方々によく知っておいていただきたい事項でございますが、一般会計からの法定内での繰入れと法定外の繰入れというのがあるわけですね。その区分が分からない部分もたくさんあると思いますが、例えばこういったような部分が法定内繰入れとして認められていますよと、その独立採算制の原則というのがあるわけございまして、こういったようなものは当然に出てくるお話なわけですが、そういったような部分で、現在水道法なるもので、法定内で一般会計から認められているものはどのようなものが認められているのか。あとは、その他は認められていないというようなことになろうかと思っておりますが、現在規模的にどのぐらいの法定内繰入れになるのか。それからまた、江刈地区の償還金が、先ほどの答弁の中でも始まりますよというふうなことなわけですが、あと今年度から馬淵川の事業が入ってくるわけですが、こういったような部分ではどのような形で一般会計と、あるいは国のほうからも多分支援金等が入ってくるかと思っておりますが、まず取りあえず一般会計からの法定内の繰入れ、それ以外は認められているのかも併せてお答えをいただきたいと思っております。

議長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。先ほども答弁させていただきましたが、当町の水道事業につきましては平成 29 年度から公営企業会計をスタートしております、それ以前は簡易水道事業で進めておりました。そういったことから、旧簡易水道事業に係ります建設改良のために発行された企業債、あと公営企業会計で実施しておりますけれども、現在進めております、あるいは進めようとしています建設改良のために発行された企業債、この元利償還金の一部について一般会計のほうからいただくことができるということになっておりまして、企業債、元利償還金の約 50%が一般会計のほうから繰り入れることができるという基準内というふうな形になっております。

具体的にお話しいたしますと、令和 5 年度の予算でいきますと、元金分が 6,635 万円ほどとなっております。あと利息分でございますが、695 万円ほどということで、基準内という形になっております。基本的にはその原則にのっとりまして、当町はこれまでも基準内での一般会計からの繰入れということで、何とか耐え忍んできているという状況でございます。それ以外のものになれば、基準外という形での繰入れということになるかと思いますが、これについて特段現在のところ

規制とか、そういったものは聞いていない状況でございます。

また、国のほうからの支援というお話もちらつとございましたが、建設改良を行うに当たりまして国の交付金等々の事業を活用いたしまして、今回の北部地区の水道等につきましても整備のほうを進めていく予定となっております。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4 番（柴田勇雄君）

よく分かりました。分かりやすくお聞きしました。先ほども答弁の中にありましたけれども、預金の積立てもなくなっていくというふうなお話もありましたね。一般会計ですと基金に積み立てていくわけですが、企業会計では預金というふうな用語を使っているのでしょうか。この積立ても順調に積立てになっていくのか、とんとんというふうな収支バランスが取れるというふうな見通しなようでございますが、この預金の積立ては本当に積み立てられるのかどうか、その見通しについても伺いをいたしたいと思います。

議長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。現在といいますか、葛巻

町の水道事業会計の預金の推移でございますけれども、平成 29 年度から公営企業会計でスタートしておりまして、令和元年度までは増えております。そのときに一番増えたときで約 2 億 900 万円ほどまで預金のほうは増えたという状況でございます。それ以降減っておりまして、今年度の令和 5 年度の決算の見込みで約 1 億 2,060 万円ほどまで減少するという見込みでございます。来年度の予算においては 1 億円を切るのではないかなというふうな見込みということで、今回こういった料金収入の改定のほうを検討しているという状況でございます。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4 番（柴田勇雄君）

それから、先ほどの低所得者の軽減策の中で、使用料の見直しも図りたいというように受け止めておりますけれども、1 人平均使う 1 か月の量というのは大体どのぐらいになるのか。そしてまた、それに対しての料金、10 立方が基本になっているとか 20 立方が基本になっているとかというふうなものがあるかと思っておりますけれども、そういったような部分の見直しも図る予定になっているのか。現時点では、まだはっきり言えないと思っておりますけれども、そのような想定も考えているのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

議長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。まず一般的に、一般家庭で使われる水の量ということで、私たち基本にお話しさせていただいておりますのは 20 立方メートル、こちらが大体一般的に平均で使われる使用量ということでの話をさせていただいている状況でございます。

20 立方メートルで換算した場合、どの程度かということでの料金等々は話をさせていただいているわけですが、当町の水道料金の体系として、基本料金というものがございます。その基本料金の基本水量が 10 立方メートルということで換算している状況でございます。県内多くの事業者が、実は 10 立方メートルというのを基本水量で使っているところが結構ございますけれども、近年県内で水道料金の改定を行うところが多くなってきているわけでございますが、この基本水量をちょっと考え直したいなということで、現在検討はしております。

といいますのは、高齢化が進むにつれまして、例えば一人で住んでいらっしゃる方、高齢の方とかいらっしゃるわけですが、そういう方々が 10 立方メートル使わないで基本料金だけ払っているという、支払っていただいているというケースが結構あります。そこで、そういう方々が何立方使っているのかというところを現在ちょっといろ

いろいろ検討しております、基本水量をどうするかとか、そういったところも含めながら水道料金の改定というのは考えていかなければいけないかなと思っております。できるだけ水を使わなかった方々からは水道料金を少なくと言ったら語弊ありますけれども、料金改定をして増額になったということでの大変な部分を緩和させるように、使った方からできるだけ料金をいただくとか、そういった手法での検討ということで、現在考えているところでございます。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

いわゆるそういったようなことでも軽減策につながるというふうなお話ですね。そういったような施策は盛り込んでいただいて、やはり適正な使い方をしていただければなというふうに考えておりますので、ぜひそういうふうな構想は取り入れていただきたいものだなと、このように思っております。

あと、一般家庭のモデルはどのぐらい引上げになりますかというふうなことについては、現時点ではお示しできないというふうなことですが、この改定に当たっては、ぜひそういったようなことも含めて町民の方々には事前周知、このぐらいのところの方はこれぐらいになりますよとか、そういったような部分は十分に慎重に、

決まった暁には、あらかじめ周知をしていただいて、そして納得していただけるような水道料金にしていきたいなど、このように思っておりますが、その辺の事前周知についてはどのような形で町民の方々からご理解をいただこうと思っているのか、お示ししたいと思っております。

議長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。当町の水道事業につきましては、水道運営審議会という組織がございます。そういったところといろいろ一緒に検討しながら、どういう形で改定をしていったらいいのかということでの検討をまずは進めていきたいというふうに考えております。

そういった中で方向性が決まりましたら、当然議員さん方への周知もそうですし、具体的に決まった際には住民へ、広報だったりとか、くずまきテレビ、そういった部分を使いまして周知のほうを図りながら、十分時間をかけて町民の方々に、利用者の方々にご理解をいただいた上で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

水道料金の引上げについても、十分な慎重な姿勢で町民の方々に接していただき、ご理解いただけても、町当局とすれば一生懸命その辺に努めていただきたいというふうなことも申し上げたいと思っております。

それから、国保税のほうに移らせていただきたいと思います。令和7年度から導入したいというふうなお話で、12月定例会議あたりで提案したいというふうなお話があるようでございますが、これは県下一斉に令和7年度から同じ税率になっていくのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

議長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。平成7年から全県下統一かどうかということですが、これはあくまでも葛巻町だけで、県のほうでは6年度から11年度までの第3期運営方針中に3方式にしていくという方針が定められておりますので、それに向けた前段階として町では今の財政不足であったり4方式を3方式に移行する過程で、第1段階として改定を検討しているものでございます。よろしく願いいたします。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

分かりました。そうしますと、当町の場合は税率改正、県下一斉に統一に向けた部分では、中ぐらいいですか、早いほうですか、遅いほうなんですか。

議長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

先ほど平成と令和を間違えてしまいました。すみません。この3方式、県下のほうで早いほうか遅いほうかということですが、今33市町村あるうちで、既に3方式にしている市町村は18市町村ですので、残り15市町村のうちに当町のほうが入るということで、中ぐらいかなと思われま

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

分かりました。それから、先ほどの答弁の中で一般会計の繰入れのお話もございました。これが都道府県化になりまして、一般会計の繰入れが認められなくなったというふうなお話がありました。そうしますと、大変ですね。大変じゃないで

すか。県下一斉に今度は統一になってくるわけ
でございますので、これまでは一般会計からも足り
なくなったときには繰入れをしてやりくりをや
ってきた経緯があろうかと思っておりますが、7年
度からは一般会計からの繰入れは、法定内だけし
かも繰入れは認められないというふうなお話
になるのでしょうか、お知らせください。

議長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

ただいまの質問のほうにお答えさせていただきます。令和7年以降、法定外繰入れが認められないかどうかという件ですけれども、この法定外繰入れをしますと、特別調整交付金のうち保険者努力支援が減額されますとか、これは町だけでなく県のほうも減額されるということがありますので、全く認められないわけではありませんが、国民健康保険法の中で認められない繰入れということで、今はどの市町村でもそちらのほうはなるべくその事業内でやりましょうということが進められていることになっております。すみません。ご理解のほう賜りたいと思います。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

分かりました。つまり調整交付金等でのペナルティが発生しますよというふうなお話かと思いますが、そのように理解してよろしゅうございますか。

それから、基金がもうゼロになりますよね。新しい予算書を見て、使い切るような感じになってくるわけですが、今後この基金なんかの積立ではどのような見通しになるのでしょうか。基金がゼロ、ゼロでずっといくような形になっていくもののでしょうか、お知らせください。

議長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

お答えいたします。令和6年度の当初予算で基金のほうを2,400万ほど取り崩して予算編成しております。このため、基金のほうもゼロに近い形になっておりますけれども、今後剰余金等が生じた場合には、また積立等をしていきたいと考えておりますが、もし剰余金等が発生しない場合は県から基金のほうを借り入れたり、そういう状況で対応していくことになるかと思っております。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

それから、もう一つ伺いたいと思います

す。先ほども冒頭に申し上げましたけども、資産税割合、固定資産税の、このものを使った課税になるわけですが、今回の改正によってこれはなくなってしまうというふうな理解でよろしゅうございますか。資産税がなくなって、あとの3つのほうにこの分が振り分けられていくというふうな基本的な考え方でよろしいのかどうか、確認をいたしたいと思います。

議長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。県の第3期運営方針期間中でありまして11年度までには今の4方式から3方式に移行しなければならないということで、資産割のほうはゼロになるものでございます。

今予定している令和7年度の改正時には、全くゼロにしますと影響額が大きいということもありまして、割合を現在考えて、徐々になくしていくような方策を検討しております。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

時間も大分なくなってきましたけれども、最後にこれもやはり町民の方々に直接影響が出るも

のでございますが、これについてもあらかじめ町民の方々に十分な周知の上、理解をいただけても理解いただく努力が必要かと思っておりますが、どのような形で国保税の改定についてご理解をいただくような努力をするのか、その決意をお伺いいたしたいと思っております。これについては、副町長からお願いをいたしたいと思っております。

議長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今後の町民理解に向けての町の対応ということでございますが、先ほども申し上げておりますように、今後議会、そしてまた国保運営審議会等々の機関の審議を得ながらその内容を固めてまいりたいと、このように思っているところであります。

いずれ今年の12月議会に一つの条例改正、関連する条例改正等を考えているわけですが、その間に今お話ありましたような状況等についての様々な想定されるケースでのシミュレーション等をしながらであります、その中で高齢化が進んできている状況等々も踏まえながら、あるいは所得の状況等も加味しまして、町内の状況等、そういう面での精査をしながらありますが、今後一定の案を示しながら皆さんからご意見を頂戴いたしまして最善を、そういう面での負担軽減に係る対応策、あるいはそうした取組の経過

等も町民の皆さんがご理解できるように、その都度その都度広報、くずまきテレビ、あるいは様々な機会に町のほうからもその状況をお知らせをしながらであります。慎重に引上げについての取組経過を十分に皆さんからもご理解いただきながら、そして12月には一定の水準の中での改正ができるように、そのように進めてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

今日は2つの水道料金と国保税のそれぞれの引上げに係る分について質問させていただきましたけども、いずれ全てが町民に関わることでございますので、今副町長申し上げたとおり、本当に真摯に町民の方々に説明をしながら、慎重に当たっていただいて、ご理解をいただけるような努力を重ねてお願いを申し上げたいと思っております。

私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（鈴木満君）

以上で柴田議員の質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

（休憩時刻 11時56分）

（再開時刻 13時00分）

議長（鈴木満君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、9番、山崎邦廣議員。

9番（山崎邦廣君）

山崎邦廣です。私からは、農業振興の連携につきまして1点、町と国及び県との連携につきましてお尋ねをいたします。

町では、農業経営へ影響及ぼしている原油価格の値上げや円安、ウクライナ情勢や諸外国の人口の増加による需要の拡大増加などを原因とした農業資材、飼料、肥料、燃料などの価格高騰に伴う負担を軽減するため、町単独による支援が実施されております。

一方で、これらの農業経営へ影響を及ぼしている価格高騰の原因となっているものは国際的な問題でありますので、依然としまして農業経営の環境は難しい状況が続いております。

そこでお伺いをいたします。今後農業振興を図っていく上で、町と国や県との連携の考え方についてであります。まず、農業資材の調達につきましては、可能なものは日本国内での調達へ転換していく取組が既に始まっているところでありますが、国外から日本国内へ調達先を転換していくには長い期間を必要とすることも考えられます。このようなことから、農家経営の安定のために

は、いまだ短期の対策は継続して必要と考えます。

一方で、町の財政運営上の制約も考えられるところでもありますので、物価高騰に伴う農業経営への影響を軽減する対策、特に効率的で効果的な対応につきましては、引き続き町と国、県との密接な連携が今後も望まれるところでもあります。

そこで、本町の農業振興につきまして、町と国及び県との連携についての考え方を伺います。

議長（鈴木満君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山崎議員の質問にお答えをいたします。ご質問の農業振興に係る連携についてお答えをいたします。現在の農業を取り巻く環境は、原油価格の上昇による燃料費、飼料穀物などの農業生産資材の価格高騰のほか、ウクライナ情勢に伴う輸入穀物の高騰など、経営に大きな影響を及ぼしている状況であります。

町では、このような農業生産資材の価格高騰への短期的な対策として、農業所得の申告の際に経費として計上した肥料費、飼料費、動力光熱費について、令和3年度の経費に対し令和4年度において経費が増加した差額上昇分に対し補助金を交付する畜産生産資材価格高騰対策事業を令和4年度に実施し、厳しい経営環境の中、畜産農家

の経営継続を支援してまいりました。

また、長期的な対策としまして、令和2年度から実施している草地更新支援事業につきましては、令和5年度から支援内容を拡充し、自給飼料の生産性のさらなる向上による経営基盤の強化と安定を図る取組として、令和9年度まで継続実施することといたしております。

特に自給飼料の生産性の向上は、今般のような輸入飼料の動向に左右されない足腰の強い農業経営を展開していく上で必要不可欠なものであるほか、農業経営コストの削減や安定に大きな効果が期待できるものであります。

一方、国や県におきましては、飼料価格等の高騰による酪農経営への影響を緩和するため、粗飼料購入費の上昇分に対して支援する酪農経営支援緊急対策などが実施されているところであります。

ご質問の国、県との連携についてであります。肥料価格の高騰による農家経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対し、肥料価格高騰対策事業が実施されましたが、これは県、町農業再生協議会、農協を通じて農業者へ支援金が交付されたものであります。

また、町産業振興協議会畜産専門部会が八幡平農業改良普及センターと連携し、「北緯40度・畜産技術情報」を毎月発行し、飼養管理技術や牧草、デントコーンの効率的な生産などの情報を町内の全畜産農家へ提供しております。

さらに、今年度、県では酪農経営体を対象とした経営改善支援活動として全戸巡回訪問を行っており、酪農家の現状について町との情報共有に努めているところであります。

このように、国、県との連携につきましては、既に取り組んでいる事業もございますし、今後におきましても、国、県で実施する事業の情報収集と共有を図りながら、町内農家の皆さんに周知するとともに、それぞれのニーズを把握した上で、効率的な支援を行ってまいりたいと考えております。

町としましては、国、県の対策や事業をしっかりと活用することを前提とし、その上で、不足する部分の対策につきましては町において補完できるよう努めてまいりたいと、そのように考えております。

また、新たなニーズにつきましても、国、県にしっかりと現状と要望を伝え、各農家の皆さんが安心して経営に向かうことができるよう支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

ありがとうございました。さらに、何点かお尋ねをしたいと思います。農家経営に関連いたしますが、農家の現況把握での県との連携、これにつ

きましてはお話ありました化学肥料削減の取組と併せまして県による全戸訪問といたしますか、酪農などの経営意向の調査が実施されたということでもあります。この調査結果の情報共有は今後の施策の基礎資料になると考えますので、具体的に担当部課相互の連携をどのように進めていくお考えなのかを伺いたしたいと思います。

議長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。岩手県との連携の部分でございますが、今年度岩手県におきましては県内全域の酪農家を直接巡回訪問いたしまして、経営状況の聞き取り調査を実施いたしました。そのうち葛巻町につきましては、全酪農家 95 戸となっております。こちらの情報を基にしまして、岩手県、普及センター、JA、それから町の担当者が参集しまして、経営状況の情報共有と併せまして改善が必要と思われる経営体につきましては定期的に検討会を実施するなど、相互に連携を取っている状況でございます。

以上でございます。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

それで、農家さんの意向の調査でありますけれども、県による調査の結果からは、今後になると思いますが、町の区域を超えたより広域での共通する課題も見えてくると考えられますが、このような点につきまして今後の町の取組にどのように反映されるようになるのか、お考えを伺いたいと思います。

議長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。基本的には葛巻町の特徴を生かした取組の推進、こちらが重要になってくると考えてございますが、先ほど申し上げました岩手県における酪農家全戸訪問調査の内容の共有でありますとか、八幡平の普及センターとのさらなる連携の強化によりまして、町の農業振興にとって有益な情報、それから他市町村の取組も含めまして常にアンテナを高くしながら、時期を失しないような形で農家の皆様にも情報提供してまいりたいと考えておりますし、そういった中で町の施策に反映できるものがあれば積極的に検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

どうもありがとうございます。それで次に、これまで価格高騰に伴う対策のところでのお話を伺ってまいりましたけれども、酪農に関わる設備投資、これもいずれそれぞれの農家さん、規模の違いはあるんでありますが、酪農を経営していく上でのそういった設備更新等の課題も出てくるのではないかと思いますけれども、そのような農業を取り巻く環境が厳しい中において、そういった設備投資関係についてはどのようにお考えをしているのかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。町内におきましては、施設、それから設備の老朽化が進んでいる農家さんが多い状況であります。新しい設備の導入には多額の費用がかかりますことから、自己負担を抑えるために既存設備を修繕しながら稼働しているというのが現状だと思われまます。

そういった中で町におきましては、これまで実施しておりました畜産労働力負担軽減対策事業、こちらは平成 29 年から開始しておりますが、内容としましては労働力の負担軽減、それから省力化に資する機器装置等の導入補助の内容となっております。この補助金の内容を拡充しまして、

今回の議会に上程させていただいております6年度予算にも関連しますが、6年度から新たに畜舎の設備、例としましてはパイプラインミルクカーですとかバルククーラー、こういったものの導入、または更新に対しても補助金交付対象として予算を計上させていただいているところでございます。

これまでのメニューとしましては、バーンクリナー、それから配餌車、餌を供給する車を導入する場合ですとか、分娩監視カメラ、それから発情発見装置、これを導入する場合に経費の一部を補助させていただいております。こういった中で、新しくパイプラインミルクカーですとかバルククーラーなどの畜舎設備を事業対象に追加をいたしまして、畜舎設備の場合ですと経費の2分の1以内で上限500万円のメニューを追加しようとする内容でございます。

さらに、これまで新規導入のみ事業の対象としておったわけでございますが、全てのメニューにおきまして更新する場合、こちらも対象とすることとしてございます。

以上でございます。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

ありがとうございます。ほかの部分につきましては、議案審査のほうでお伺いしたいと思いま

す。ありがとうございます。

それでは次に、もう一点ほど伺いたいと思いますが、国内で生産する飼料の利用拡大での連携であります。6年度の国の概算要求では、国産飼料の生産・利用の拡大、この中で飼料用トウモロコシの単収向上や増産の取組支援が挙げられているようではありますが、町の農業再生協議会での5年度水田収益力強化ビジョンでは子実用トウモロコシ、これについては計画になかったようではありますが、まずその経緯について伺いたいと思います。

議長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。水田収益力強化ビジョンにつきましては、毎年度更新をしております。更新の際には台帳確認でありますとか、集落座談会等での聞き取りを行った上で、作物ごとの作付予定面積を取りまとめまして公表しているものでございます。

作物等には、飼料作物の項目がございます。その中に議員おっしゃいますとおり、子実用トウモロコシの欄もございますが、現在実際に作付している農家さんがいないことから、作物ごとの取組方針には掲載をしていないものでございます。

今後におきまして、そういった状況になった際には、ビジョンにおいて取組方針、それから目標

に組み入れていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

ありがとうございます。子実用トウモロコシにつきましても、用途がかなり多岐にわたっているようでありまして、食品や配合飼料など、中でも国内で大体需要が年間1,500万トンくらいあるようではありますが、その3分の2は飼料用のトウモロコシということのようであります。これはほとんど輸入で賄っているということでもあります。ですので、国内生産で果たして収益が出るものか、国内生産で利用の拡大が図れるものか、あるいは設備投資が可能なものかなどは未知数ではありますが、確かなことは需要があるということでもあります。

国での具体的施策が明確になった後、農家経営の安定に幾らかでも負担の軽減が図れるようであれば、今後の検討課題になるのではないかと考えるものですが、この子実用トウモロコシの利用についてのお考えを伺いたいと思います。

議長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。子実用トウモロコシを含みます濃厚飼料の令和4年度概算の飼料自給率でございますが、13%と伺っております。こういった現状から、約9割を輸入に頼っている状況となっております。

国におきましては、水田における子実用トウモロコシの生産に対する支援、こちらを行いまして生産振興を行っております。岩手県における令和5年の作付面積でございますが、75ヘクタール、その中で八幡平農業改良普及センター管内におきましては、八幡平市のみでございますが、作付面積が6.8ヘクタールとなっております。

子実用トウモロコシの生産におきましては、単位面積当たりの労働力が少ないでありますとか、小麦などの畑作と組み合わせることで連作障害対策になるというメリットもございますが、その一方で、湿害で収量が著しく低下するでありますとか、収穫後の乾燥、その後の貯蔵施設の確保が必要となるなど、そういったデメリットも一方でございます。

また、町内の農地、ほとんどがデントコーン及び牧草地として利用されている状況の中で、新たに子実用トウモロコシを生産するための収穫機械の導入、それから乾燥及び貯蔵するための施設を新たに整備しなければならないこととなりますので、今後につきましては関係機関、生産団体等の皆様と情報を共有しながら、子実用トウモロコシの生産が町内の農地に適合するかどうか、か

つ生産収益が確保できるのかどうか、こういった辺りを協議の上、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

したがって、3月5日から7日までの3日間を休会とすることに決定しました。

なお、3月5日及び6日は議案審査のため、輝くふるさと常任委員会を開会しますので、お知らせいたします。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

9番（山崎邦廣君）

（散会時刻 13時24分）

確かにお話のとおり子実用トウモロコシにつきましては面積当たりの収益が少ないという点があるようでありますが、一方で作業時間当たりの収益のほうが高い、そういう特性もあるようであります。今後の検討に期待をしたいと思います。

現在の農業経営を取り巻く状況を乗り切るために、町をはじめ関係機関、団体で取組が進められておりますが、強固な連携によりまして農業振興がより一層図られることを期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（鈴木満君）

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日3月5日から7日までの3日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。